

生駒市規則第 2 3 号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則（平成 2 9 年 3 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1，020円」を「1，430円」に、「テレプレゼンスロボット」を「音響設備」に、「2，040円」を「1，100円」に、「5，090円」を「5，500円」に改め、同表に次のように加える。

|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| プロッター | 1 回 | 3，520円 |
| モニター  | 1 日 | 330円   |
| ロッカー  | 1 日 | 880円   |

附 則

この規則は、公布の日から起算して14日を経過した日から施行する。